

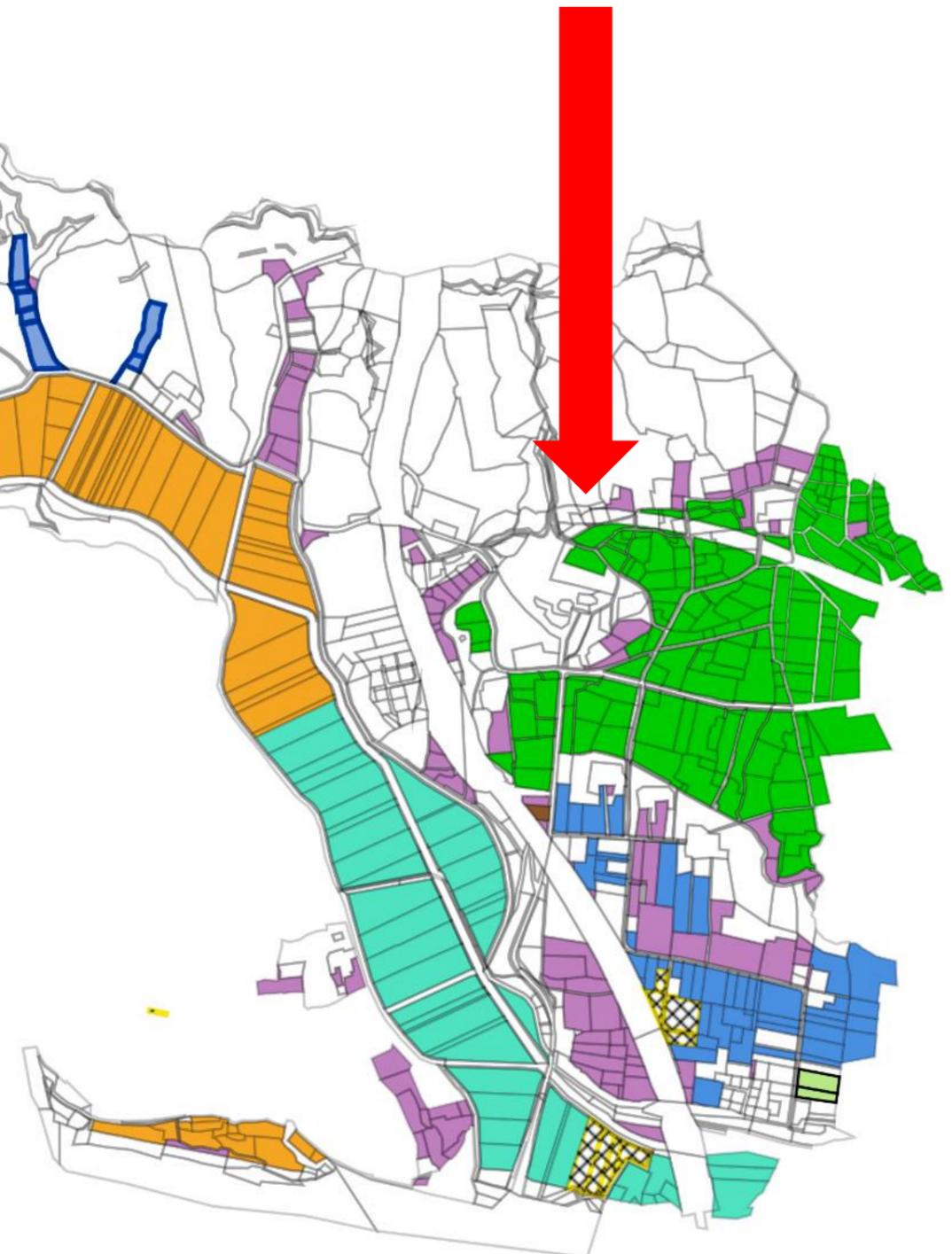
●赤矢印の緑色に染まっている合同会社アンベファームが担う箇所は、「藤橋地区 ほ場整備対象地(換地工区:10ha)」です。この部分の一部(2.3ha)が令和7年3月31日で面工事が終了し、担い手が作付けを始めます。その際の**契約については、従前地の地番と面積で農地バンクとの契約**をします。対象の地権者様には別途ご案内をしますので、ご理解とご協力をお願いします。

浪江町役場 1階 農林水産課駐在 ☎0240-23-5716(担当:発田)

藤橋地区 農地利用計画担い手図 (R6.11月末時点)

《凡 例》

- 農事組合法人 藤橋ファーマーズ
- (仮)株式会社 ジャルダン ササキ
- 松本善郎
- 農事組合法人 西台生産組合
- 合同会社アンベファーム
- 有限会社 ランドビルドファーム
- 福島舞台ファーム株式会社
- 株式会社 耕福
- KPPアグリソリューションズ株式会社
- 岩橋平八郎
- 未定





藤橋地区 地域計画だより案

令和7年2月 第2号
浪江町役場・農業委員会
藤橋復興組合

令和7年2月の地権者説明会にお集まりいただき、ありがとうございました。

地域計画(将来の担い手図)は、国の新たな制度で令和6年度中に策定をすることとなっています。これまで藤橋復興組合役員と担い手との対話を何度も行い進めてきました。藤橋地区の営農再開に向け担い手一同、平成30年に定めた営農再開ビジョンの目標「里山と田園と水源の自然豊かな藤橋を取り戻そう！」を掲げ、今後も協働で築く農村づくりを目指していきます。

震災前は水稻を中心に19軒の農家が作付けを行っていました。今後は限られた担い手で作付けに取り組んでいきます。担い手への農地の集積、貸し借り契約は農地所有者のご理解とご協力が不可欠です。引き続きよろしくお願いいたします。

藤橋塩復興組合長 佐々木茂夫

令和7年2月1日(土)地権者説明会で出たご意見 <<一部抜粋>>

Q1.ほ場整備事業の日程が若干予定よりも遅れているが、ほ場整備の面工事に入る前までは誰が草刈りをするのか。

A1.基本的には所有者の自己管理をお願いしています。

※この質疑応答に対し出席者から「何も機械等を持ってないので自己管理といわれても難しい。」などのお話ができました。

👉👉👉 下記のような回答が、藤橋復興組合から寄せられました 👉👉👉

<避難していて自分の農地を管理することが難しい所有者様>

●現在は藤橋復興組合が補助金で保全管理等を行っていましたが、次ページの地図の薄紫色箇所は組合管理が外れ、所有者の自己管理となります。個人での保全管理が難しい場合は、今まで保全管理作業をしていた方へ委託費(7,000円/10a)を支払って今後お願いする対応も可能です。

必要な場合は下記へ連絡下さい。

(7,000円は農業委員会で定めた「令和6年度浪江町標準農業労働賃金協定表」に基づきます。)

≪藤橋復興組合≫ 藤田 信幸 ☎ 090-7662-4685
武藤 栄治 ☎ 090-8789-8367

≪農業委員会事務局より≫

相続登記が済んでいない農地でも農地バンクと契約できる制度がありますが、手続きに時間がかかりますので、該当する農地がある場合は、お早めにご相談ください。

🌸浪江町農業委員会事務局 ☎0240-23-5706🌸

<農地バンクについて>

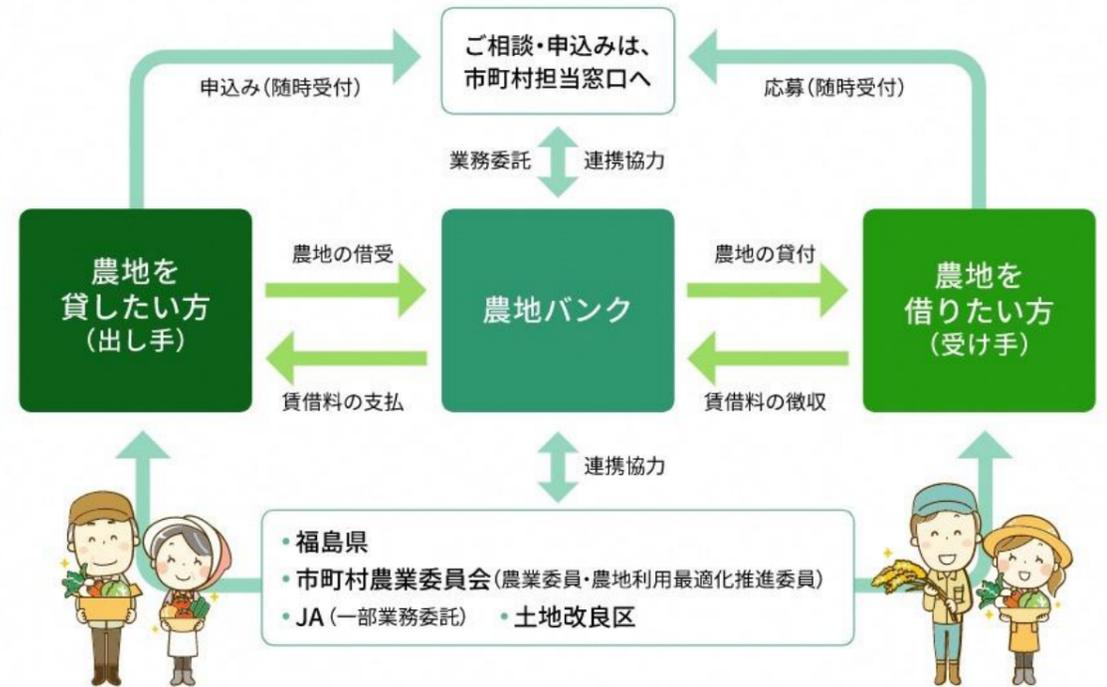
▶「地域計画」等の話合いに基づき、担い手が決まっている農地について『農地バンクが農地所有者から農地を借受け、担い手農家へ貸付ける』ものです。

<対象となる区域について>

▶農振農用地、及び避難解除等区域が事業対象区域です。

<農地バンクのしくみ>

▶農地の貸し借りの複雑な手続き・賃借料の徴収と支払等を担います。



🌸農地バンクとは福島県農業振興公社の愛称です🌸

🌸浪江町役場 農林水産課(農政係) ☎ 0240-34-0245
🌸浪江町 農業委員会事務局 ☎ 0240-23-5706
🌸福島県農業振興公社(浪江町役場1階駐在) ☎ 070-8688-9530

🌸お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せ下さい🌸

